【令和3年第4回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和3年12月15日 環境委員長 勝又 光江

〇「議案第 1 6 8 号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定につ いて」

≪主な質疑・答弁等≫

*温水プールの大人料金での利用年齢を15歳以上としている理由について 温水プールの利用実態と、他都市の状況を踏まえて設定したものである。

≪意見≫

*生活上の変化がないにもかかわらず、民法改正を理由として市民に負担増を求めるものであるため、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

- 〇「議案第176号 東扇島コンテナ関連施設整備工事請負契約の締結について」 《主な質疑・答弁等》
 - *新しく整備する施設におけるコンテナ収容量について

新たに整備するバンプールの収容量については約3,300 TEUを、シャーシプールについては約70~80区画を予定している。今後の貨物量の伸びに応じて想定される効率的で安全なオペレーション、限られた用地で確保できるスペースとの兼ね合い、利用者ニーズ等を総合的に勘案し、官民で協議の上、設定したものである。

*バンプールが必要な理由について

全国的な傾向として輸出貨物に対し輸入貨物が多い状況にあり、コンテナを 所有する船会社においては、輸出品が決定するまで空のコンテナを保管してお くよりも、空のコンテナを輸出することを選択することが多いため、船に積み 込むまでの一時的な保管場所としてバンプールが必要となる。

*バンプールを新たに整備する理由について

現ターミナルでは空のコンテナ置場に余裕がなく、今後増加する貨物量に対応できない懸念があることから、新たに整備を行うものである。

* 現在のバンプールの年平均収容量について

年平均では4,700TEU程度のコンテナの収容が可能である。

*ピーク時の収容量の予測が困難な理由について

他港と異なり、川崎港は貨物の積卸しを行うバースが1か所のみであるため、 入港待ちの船がふくそうした場合に影響を受けやすい。また、東南アジアから 来航する小型船が多く、船ごとの積載量にばらつきがあること、荷さばき地に コンテナを保管する期間が船会社と荷主の契約によりそれぞれ異なることから、 ピーク時における収容量の予測が困難である。

* 本整備により対応可能となる貨物量の予測について

令和7年度目標の20万TEUに対応できる収容量を確保するものである。

令和8年度以降、大幅に貨物量が増加するような場合は、入港する輸入船の調整や回転率の向上などソフト面での対応や、また、更なる施設の拡張などハード面での対応が考えられる。

≪意見≫

- *市民にとって、川崎港への投資が適切であるか、しっかりと伝わる工夫をしてほ しい。
- * 貨物量に適した施設整備となるよう、ピーク時の実績を把握するなど今後研究してほしい。
- *輸入したコンテナを空のまま輸出する現在の運用について、より良い在り方を今後議論してほしい。
- ≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 〇「諮問第3号 下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について」
 - ≪主な質疑・答弁等≫
 - *下水道使用料を徴収すべきであった本来の時期及び時効により請求できなくなった金額について

平成31年の下水道接続調査により、当該箇所の下水道は平成5年に整備されていることが判明したため、本来であれば平成5年から使用料を徴収すべきであったと考えられる。水道料金システムのデータ保存期間が10年間であることから、未請求期間の全額を計算することはできないが、過去5年間の請求額から推測すると120万円程度が未請求のまま時効となったものと思われる。

*減免措置等の適用について

過去分に関する減額・免除は規定がなく、過去の事例においても減額・免除は一度も行っていない。請求額が多額となる場合もあるため、一括納付に限定しておらず、分割納付の相談にも対応している。

*下水道使用料徴収等に係る法的根拠について

公共下水道は地方自治法第244条に規定された公の施設に該当するもので、同法第225条において、公の施設を使用した場合、使用料を徴収できる旨が定められている。また、下水道法第20条に公共下水道を使用する者から使用料を徴収できる旨の規定がある。また、地方自治法第236条第1項に、地方自治体の権利は5年間これを行使しない場合は、時効により消滅すると規定されている。以上の規定が生活排水などの汚水を公共下水道に排水した者を下水道使用料の徴収対象とする法的根拠である。

*本件を棄却とした審理員の審理内容について

審理員に対して、処分庁と審査請求人からそれぞれの主張を書面で提出し、 疑義がある場合は審理員から調査をする形で見解を確認し、処分が違法又は不 当ではないか検討を行っている。

督促処分については地方自治法等の規定に基づいて処分されたものであり、違 法又は不当な点はないとの判断であった。また、本件処分の基となる、先行する 下水道使用料の請求処分については、審査請求人宅の下水が公共下水道に流入していることの確認ができており、重大かつ明白な瑕疵はないことから、それに伴う本件処分についても瑕疵あるものとは言えないとも述べている。さらに、下水道使用料の支払義務においては使用者の承諾は必要ないこと、浄化槽を経由していても排水が公共下水道に流入している場合は当然に使用料を支払うべき義務を負うこととなることから、審理員の意見として棄却すべきものとしたものである。

判例において、公共下水道を使用する者は、使用の事実によって当然に下水道 使用料の支払義務を負うものであるとされていることから、審理員においても当 然に支払義務が発生すると判断したところである。

*本件の裁決に承服しかねる場合においての審査請求人の認識について

処分通知書に訴訟を提起できる場合について、教示という形で記載をしているため、認識しているものと考えている。また、今後、審査庁において裁決する際に、裁決を知った日から6か月以内であれば裁決の取消しを求める訴訟を提起できるということを教示文という形で示すことになっている。

≪意見≫

- * 当初から適切に使用料を請求していれば審査請求につながることはなかったものと思われる。適正かつ公平な下水道使用料の徴収に努めてほしい。
- * 下水道使用料の徴収に当たっては、厳しい法律規定であることを自覚し、市民に 納得して納付していただけるように対応してほしい。
- * 今後、公共下水道の整備をする際は、排水設備と接続しているか否かを適切に確認し、丁寧な対応をしてほしい。

≪審査結果≫

全会一致棄却すべきものと回答